

# 経 済 産 業 省

20120717 貿局第 2 号  
輸入注意事項 24 第 24 号  
経済産業省貿易経済協力局

「医薬品類の輸入の承認について」の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成 24 年 8 月 1 日

経済産業省貿易経済協力局長 厚木 進

「医薬品類の輸入の承認について」の一部改正について

「医薬品類の輸入の承認について」（平成 19 年 3 月 6 日付け平成 19・02・27 貿局第 3 号・輸入注意事項 19 第 5 号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成 24 年 8 月 3 日から施行する。

「医薬品類の輸入の承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○医薬品類の輸入の承認について（平成19年3月6日付け平成19・02・27貿局第3号・輸入注意事項19第5号）

改正後			現行		
1 対象品目			1 対象品目		
関税率表の 番号等	品 目	備 考	関税率表の 番号等	品 目	備 考
1211・30 ～ 1302・19-3-(2) (略)			1211・30 ～ 1302・19-3-(2) (略)		
2907・29	・(1RS・3SR)-3-[2-ヒドロキシ-4-(2-メチル ノナン-2-イル)フェニル]シクロヘキサン-1-オール及 びその塩類	麻薬		新規	
2914・31 ～ 2922・31 (略)			2914・31 ～ 2922・31 (略)		
2922・39	・6-ジメチルアミノ-5-メチル-4・4-ジフェニル-3-ヘ キサノン(別名イソメサドン)及びその塩類 ・2-(メチルアミノ)-1-フェニルプロパン-1-オン(別 名メトカチノン)及びその塩類 ・2-(2-クロロフェニル)-2-(メチルアミノ)シクロヘ キサノン(別名ケタミン)及びその塩類 ・2-(メチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)プロパン -1-オン及びその塩類	麻薬 麻薬 麻薬 麻薬	2922・39	・6-ジメチルアミノ-5-メチル-4・4-ジフェニル-3-ヘ キサノン(別名イソメサドン)及びその塩類 ・2-(メチルアミノ)-1-フェニルプロパン-1-オン(別 名メトカチノン)及びその塩類 ・2-(2-クロロフェニル)-2-(メチルアミノ)シクロヘ キサノン(別名ケタミン)及びその塩類	麻薬 麻薬 麻薬
2922・44 ～ 2933・59 (略)			2922・44 ～ 2933・59 (略)		
2933・99	・2-(4-クロロベンジル)-1-(ジエチルアミノ)エチル -5-ニトロベンズイミダゾール(別名クロニタゼン)及び その塩類 ・1-(ジエチルアミノ)エチル-2-(4-エトキシベンジル) -5-ニトロベンズイミダゾール(別名エトニタゼン)及び その塩類 ・1・3-ジメチル-4-フェニル-4-(プロピオニルオキシ) アザシクロヘプタン(別名プロヘプタジン)及びその塩類 ・3-(2-アミノブチル)インドール(別名エトリプタミン) 及びその塩類	麻薬 麻薬 麻薬 麻薬	2933・99	・2-(4-クロロベンジル)-1-(ジエチルアミノ)エチル -5-ニトロベンズイミダゾール(別名クロニタゼン)及び その塩類 ・1-(ジエチルアミノ)エチル-2-(4-エトキシベンジル) -5-ニトロベンズイミダゾール(別名エトニタゼン)及び その塩類 ・1・3-ジメチル-4-フェニル-4-(プロピオニルオキシ) アザシクロヘプタン(別名プロヘプタジン)及びその塩類 ・3-(2-アミノブチル)インドール(別名エトリプタミン) 及びその塩類	麻薬 麻薬 麻薬 麻薬



	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2-メチル-3-モルフォリノ-1・1-ジフェニル酪酸 (別名モラミド中間体) 及びその塩類</li> <li>• 1-(2-モノフォリノエチル)-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル (別名モルフェリジン) 及びその塩類</li> <li>• 6-モルフォリノ-4・4-ジフェニル-3-ヘプタノン (別名フェナドキソン) 及びその塩類</li> <li>• 4-モルフォリノ-2・2-ジフェニル酪酸エチルエステル (別名ジオキサフェチルブチレート) 及びその塩類</li> <li>• シス-2-アミノ-4-メチル-5-フェニル-2-オキサゾリン (別名4-メチルアミノレクス) 及びその塩類</li> <li>• N-(1-(2-(2-チエニル)エチル)-4-ピペリジル)プロピオンアニリド (別名チオフエンタニル) 及びその塩類</li> <li>• 1-(1-(2-チエニル)シクロヘキシル)ピペリジン (別名テノシクリジン) 及びその塩類</li> <li>• N-(1-(1-メチル-2-(2-チエニル)エチル)-4-ピペリジル)プロピオンアニリド (別名アルファメチルチオフエンタニル) 及びその塩類</li> <li>• N-(3-メチル-1-(2-(2-チエニル)エチル)-4-ピペリジル)プロピオンアニリド (別名3-メチルチオフエンタニル) 及びその塩類</li> <li><u>• 1-(3・4-メチレンジオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類</u></li> </ul>	<p>麻薬</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2-メチル-3-モルフォリノ-1・1-ジフェニル酪酸 (別名モラミド中間体) 及びその塩類</li> <li>• 1-(2-モノフォリノエチル)-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル (別名モルフェリジン) 及びその塩類</li> <li>• 6-モルフォリノ-4・4-ジフェニル-3-ヘプタノン (別名フェナドキソン) 及びその塩類</li> <li>• 4-モルフォリノ-2・2-ジフェニル酪酸エチルエステル (別名ジオキサフェチルブチレート) 及びその塩類</li> <li>• シス-2-アミノ-4-メチル-5-フェニル-2-オキサゾリン (別名4-メチルアミノレクス) 及びその塩類</li> <li>• N-(1-(2-(2-チエニル)エチル)-4-ピペリジル)プロピオンアニリド (別名チオフエンタニル) 及びその塩類</li> <li>• 1-(1-(2-チエニル)シクロヘキシル)ピペリジン (別名テノシクリジン) 及びその塩類</li> <li>• N-(1-(1-メチル-2-(2-チエニル)エチル)-4-ピペリジル)プロピオンアニリド (別名アルファメチルチオフエンタニル) 及びその塩類</li> <li>• N-(3-メチル-1-(2-(2-チエニル)エチル)-4-ピペリジル)プロピオンアニリド (別名3-メチルチオフエンタニル) 及びその塩類</li> </ul>	<p>麻薬</p>
2939・11 ~ 30・04 (略)			2939・11 ~ 30・04 (略)		
2~5 (略)			2~5 (略)		